



令和6年度滋賀県中学校体育連盟の大会等の参加について

滋賀県中学校体育連盟

はじめに

令和4年12月にスポーツ庁より、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

- 日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認する。
- 滋賀県中体連では、令和5年度から地域クラブ団体が中体連に登録し、夏季総合体育大会（県大会）に参加できることとした。



～令和6年度 滋賀県中学校体育連盟の大会等の参加にかかる方針～

- (1) 春（5月）、秋（10月）の大会は従前どおり、平日開催の日程で計画する。
- (2) 春季体育大会、夏季総合体育大会（県総ス祭）、秋季新人大会として、3つの主催大会を開催する。
【R6変更】総体としては夏季のみとし、春季・秋季は各競技専門部で開催方法を検討（変更）する。
- (3) 上記の3大会を通じて、地域クラブ団体の参加ができる。
※日本中体連が定める「地域スポーツ団体等の参加特例における競技部細則」の要件等を満たす。

登録のための条件は何か？

- ◇滋賀県内の中学校に通う中学生の団体であること。
- ◇「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、
「部活動の指導について」（県教育委員会）を遵守していること。
- ◇指導資格を有する指導者の指導のもとに、滋賀県内で適切に活動が行われていること。
- ◇勝利至上主義に偏ったチーム編成および、活動を行っていないこと。
- ◇県スポーツ協会の競技団体に加盟した上で、かつ、滋賀県中学校体育連盟に登録していること。
- ◇大会参加における引率は、生徒の安全に配慮し、団体の責任で行うこと。
- ◇地域クラブ活動で参加する生徒は、在籍中学校での参加をしないこと。（一大会あたり、一人一種目）
- ◇傷害保険等に加入していること。

登録のための【指導者】に関する条件は何か？

- ◇20歳以上の者であり、日常継続的に指導にあたっていること。
- ◇暴力・体罰、ハラスメント等の防止を徹底していること。
- ◇（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有していること。
- ◇大会運営に関する業務（役員・審判等）ができること。
- ◇参加資格の内容に追加等の変更があった場合もそれに従うこと。
- ◇登録の内容に虚偽があった場合は、大会参加の登録を取り消し、今後一切の登録を承認しないことを了承できること。

※登録される団体の代表者、主な活動場所（所在地）に変更がないこと。

登録後の内容変更はできるか？

◇選手の加入や退団があった場合、選手名簿【様式2】を再提出してください。（中学校へ情報を共有します。）指導者情報の追加等は【様式1】を提出してください。

※選手名簿に記載のある生徒は、学校からの出場はできませんので、必ず申請前に本人と保護者に確認をしてください。申請後のトラブル等は、中体連事務局で受けられません。

◇日本中体連の細則等により、**すべての地域クラブが申請できるものではありません**。競技によって、条件が異なりますので、十分に確認のうえ、申請をするようにしてください。

※**県中体連のHPに掲載する日本中体連の細則等を確認すること。**

◇登録承認後に、大会参加をしない場合でも、原則、学校からの出場はできません。また、登録費の返金も致しません。また、登録は単年度となります。

登録費はかかるのか？

◇令和6年度は、登録に要する費用として次のとおりとなります。

- ①春季大会、夏季総合体育大会、秋季新人大会・・・15,000円
- ②駅伝大会・・・5,000円
- ③冬季大会（スキー）・・・5,000円

※地域クラブ団体に登録した選手は、学校から出場できません。その逆も同じです。

例) ①のうち、春季は学校から、夏季は地域クラブ団体からの出場はできません。

①のうち、2種目以上に取組む生徒であっても、大会ごとに出場種目は変えられません。

登録の手続きはどうすればよいか？

◇滋賀県中学校体育連盟のホームページより、申請様式をダウンロードしてください。

- ①様式1に団体情報を記入してください。はじめて申請する団体は「新規」を、2年目の団体は「更新」を選択します。2年目で代表者名などの変更がなくても、すべての項目に記載してください。
- ②様式2に選手名簿を記入してください。申請後に更新（新たな選手等）があれば、様式2のみ提出してください。差し替えて管理をします。
- ③様式3の登録誓約書にすべてチェックをしてください。虚偽の申請があれば、登録を取り消し、今後一切の登録承認ができません。
- ④日本スポーツ協会（加盟団体）公認指導者資格の証明の写し（コピー）を添付してください。

◇指定された申請締め切り日（必着）までに、①～④を滋賀県中体連事務局に郵送にて提出してください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県教育委員会保健体育課内 中体連事務局 あて

※押印のないものは、認められません。

【申請締め切り】

春季、夏季、秋季の県中体連主催大会…令和6年3月29日（金）

駅伝大会…令和6年8月30日（金）

冬季大会…令和6年9月30日（月）

青の部分…地域クラブ団体

赤の部分…中体連事務局

①申請様式のダウンロード

滋賀県中体連のホームページ



参加登録申請書等のダウンロードはコチラ



②申請書の記入・誓約書確認

様式1…団体情報
様式2…選手情報
様式3…誓約のチェック



③提出（郵送）準備

- ・代表者の押印
- ・指導者資格の写しを添付
- ・中体連事務局へ郵送



⑥大会情報・申込等手続き

- ・大会要項の確認
- ・大会の申し込み手続き
- ・大会運営の協力



⑤承認（団体）情報の共有

- ・中体連専門委員長と共有
- ・県競技団体と共有



④中体連事務局で審査

- ・申請内容の審査
- ・会長の承認
- ・代表者へ承認書を郵送

登録の取り直し

◇登録のための条件・指導者の条件を遵守されない場合や、中学校体育連盟の目的や学校教育の一環としての活動を理解、尊重されないと判断した場合、登録承認後に取り消すことがあります。

大会等の在り方の見直し

◇県中体連が主催する大会等については、（公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の規定や競技ごとの細則等を踏まえて見直すことがあります。従って、毎年の変更や決定（周知）時期が遅くなることを御理解いただき、登録について検討してください。

登録費の使途

◇登録費は、登録のあった専門部（競技種目）の大会運営費（施設使用料・消耗品等）にあてます。他の専門部や別事業にあてることはありません。

問い合わせ（申請先）

◇県中体連への大会等の参加にかかる登録申請については、県中体連事務局が窓口となります。

【滋賀県中学校体育連盟事務局】

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県教育委員会事務局保健体育課内

TEL：077-528-4619